

議案第 3 2 号

専決処分した事件の承認について

営業禁止仮処分命令申立事件の和解について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

専決処分書

は、相手方のゴルフ練習場の営業を停止させるために、市が別紙物件目録2記載の建物に立入り、入口の施錠、停止中である旨を掲示する等その他相当な手段を執ることを承認し、これらにつき、相手方は市に対し、一切の異議その他名義の如何を問わず一切の請求をしないことを約束する。

(5) 市と相手方は本和解条項の定めるほか、本件に関し、市と相手方との間に何らの債権債務関係の存在しないことを相互に確認する。

(6) 申立費用及び和解費用は各自の負担とする。

物件目録

1	所 在	三重県亀山市布気町字道野
	地 番	6 0 6 番 4
	地 目	山林
	地 積	5 6 0 3 m ²
2	所 在	三重県亀山市布気町字道野 6 0 6 番地 4
	家屋番号	6 0 6 番 4
	種 類	練習場
	構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
	床 面 積	1 階 5 3 7 . 9 2 m ²
		2 階 4 3 7 . 7 0 m ²